鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱を次のように定める。

平成23年6月15日

鎌ケ谷市長 清 水 聖 士

鎌ケ谷市告示第67号

#### 鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存住宅地における雨水の地下への浸透について、市及び市民相互の協力のもと、地下水の涵養による良好な水循環の保全及び雨水の河川への流出抑制を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 浸透桝 降雨時に雨樋等からの雨水を集め地下に浸透させるための施設をいい、市が予算の範囲内で設置したものをいう。
  - (2) モニター 浸透桝が降雨時にどのように機能しているかを監視し、その状況を市に報告する者をいう。

(モニターの資格要件)

第3条 モニターは、別に定める適用区域内に居住し、かつ、浸透桝が設置されていない既存住宅地に居住していることを要件とする。

(市の責務)

- 第4条 市は、既存住宅地における雨水の地下への浸透を推進するため、モニターを募集し浸透桝を設置するものとする。
- 2 市は、モニターからの報告をもとに、雨水の地下への浸透による流出抑制効果等の検証を行い、浸透桝に対する市民の理解を深めるための啓発活動を行う ものとする。

(モニターの募集及び決定)

- 第5条 モニターの募集は、市広報及び市ホームページにより行うものとする。
- 2 モニターへの応募は、別に定める方法に基づき浸透桝モニター申請書(別記 第1号様式)により申請するものとする。
- 3 市は、申請順に浸透桝の設置場所等を調査のうえ、設置の可否を決定し、そ の結果を浸透桝モニター結果通知書(別記第2号様式)により申請者に通知す

るものとする。

(モニターの任期)

- 第6条 モニターの任期(以下「任期」という。)は、浸透桝が設置されてから 3年間とする。
- 2 市は、浸透桝の設置が完了したときは、任期の期間を浸透桝モニター任期通知書(別記第3号様式)によりモニターに通知するものとする。

(モニターの責務)

- 第7条 モニターは、任期中、別に定める報告基準に基づき、浸透桝モニター報告書(別記第4号様式)により市に報告するものとする。
- 2 モニターは、適宜浸透桝の清掃に努めるものとする。
- 3 モニターは、任期中、原則として浸透桝を移動又は撤去することができない ものとする。
- 4 モニターは、任期中、市が浸透桝調査のために敷地内へ立ち入ることに協力するものとする。

(浸透桝の移動又は撤去)

- 第8条 モニターは、任期中、やむを得ない事由により浸透桝を移動又は撤去しようとするときは、浸透桝(移動・撤去)届出書(別記第5号様式)により市に届け出るとともに、市の承認を得るものとする。
- 2 市は、前項による届出があった場合には、調査のうえ、移動又は撤去の可否 を決定し、浸透桝(移動・撤去)承認書(別記第6号様式)によりモニターに 通知するものとする。
- 3 第1項による浸透桝の移動又は撤去に係る費用はモニターの負担とする。 (地位の引継)
- 第9条 任期中、モニターが有していた地位を引き継いだ者は、地位引継届出書 (別記第7号様式)により市に報告しなければならない。

(浸透桝の帰属)

- 第10条 市は、任期後に浸透桝を敷地所有者へ帰属するものとする。 (委任)
- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- この告示は、平成23年6月15日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

浸透桝モニター申請書

年 月 日

鎌ケ谷市長

様

浸透桝モニターに応募したいので、鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱第5 条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

i p	改置場所	鎌ケ谷市	申請者住所と設 置場所が同じ場 合は記入不要
敷地	住 所		
の所	氏 名		申請者と敷地所 有者が同じ場合 は記入不要
有者	電話番号		
身	敦地の面積	m <sup>2</sup>	記入必須

注)申請者と敷地所有者が異なる場合は、敷地所有者の承諾を得ること。

### 浸透桝モニター結果通知書

年 月 日

様

鎌ケ谷市長

(EJ)

年 月 日付けで申請のありましたことについて、鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱第5条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

モニター	決定・不決定
不決定の理由	
	決定の場所等
設 置 場 所	鎌ケ谷市
敷地の所有者	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
浸透桝設置個数	基

(注) 浸透桝設置工事の日程は、別途協議となります。工事完了後、敷地内に設置された浸透桝は、敷地所有者のものとなります。

浸透桝モニター任期通知書

年 月 日

様

鎌ケ谷市長

(EII)

年 月 日付けで浸透桝の設置が完了しましたので、鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

任期

 自
 年
 月
 日

 至
 年
 月
 日

# 第4号様式(第7条関係)

# 浸透桝モニター報告書

年 月 日 鎌ケ谷市長 様 住所 氏名 電話

鎌ケ谷市浸透桝モニター実施要綱第7条第1項の規定により、浸透桝の浸透状況について下記のとおり報告します。

記

	降雨状況 確認日時 年 月 日 AM・PM :						
降同	降雨の状況						
	Ubhh 1時間の うりょう 雨量	10~20	)≅ <sub>IJ</sub>	20~30 ₹,,	30~50 ₹∪	50~80 ₹,	80 ₹,,~
	<sup>あめ</sup> の っっ 強さ	やや強い	500 18	強い雨	激しい南	非常に激しい雨	<b>猛烈な雨</b>
	こうう 降雨 <sub>じょうきょう</sub> 状況	地館に採たまりがて の管で語し着が食 取れない。		どしゃぶりの商。 <sup>縦</sup> をさして いてもぬれる。	バケツをひっくり返した ような激しい雨。	満のように降り、水しぶきで あたりであからっぽくなり 視界が悪くなる。	息苦しくなるような圧迫感 がある。恐怖を懲じる。
浸透桝の状況 (外観)   浸透桝から雨水は   浸透桝から雨水が   溢れていない。							

浸透状況	年 月 日 AM・PM :
確認日時	
報告内容	
1. 雨が」	上み、浸透桝に雨水が流入しなくなってから浸透桝の蓋を開けて中を
確認	し、水位(桝の底から水面までの高さ)を計測のうえ、下欄①に記入
して	下さい。また、その状態から水位が 5cm 低下するまでの時間を計測し、
下欄(	②に記入して下さい。なお、水位が 5cm 未満の場合は、空になるまで
の時間	間を計測して下さい。
	※確認時に既に空だった場合は水位 0cm と記入して下さい。
① 水位	cm なお、その場合は②の記入は必要ありません。
② 時間	分 秒
2. 今回	の調査における浸透桝の状況等をお書き下さい。
 浸透桝の調	査箇所(各宅地の配置図を記載)

### 浸透桝 (移動・撤去) 届出書

年 月 日

鎌ケ谷市長様

住所 氏名 電話

浸透桝を(移動・撤去)したいので、鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱第 8条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

	10
移動・撤去する浸透桝の場所	鎌ケ谷市
移動・撤去の理由	
移動・撤去の数	基

注) 敷地内の浸透桝の位置がわかる配置図を添付すること。

## 浸透桝 (移動・撤去) 承認書

年 月 日

様

鎌ケ谷市長 即

年 月 日付けで届出のありました浸透桝(移動・撤去)については承認しましたので、鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

移動・撤去する 浸透桝の場所	鎌ケ谷市
移動・撤去の理由	
移動・撤去の数	基
移動・撤去に係る費用負担	

### 地位引継届出書

年 月 日

鎌ケ谷市長

様

住所 氏名 電話

浸透桝モニター制度実施要綱に基づく地位を引き継ぎましたので、鎌ケ谷市浸透桝モニター制度実施要綱第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

	FC
引き継いだ浸透桝の場所	鎌ケ谷市
引き継いだ	
浸透桝の数	基
引き継ぎを受けた	
者の住所及び氏名	
引き継ぎの理由	
引継年月日	年 月 日